

名古屋家庭裁判所委員会（第31回）議事概要

1 日時

平成31年1月24日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

岩田委員、小笠原委員、勝委員、鹿野委員長、川上委員、小島委員、高橋委員、檜崎委員、新田委員、堀内委員、森委員、山中委員、和久田委員
(事務担当者)

大貫首席家庭裁判所調査官、紫藤家事首席書記官、可知少年首席書記官、守安次席家庭裁判所調査官、藤原事務局長、角屋事務局次長、山田総務課長、木戸会計課長、後藤総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 前回（第30回）での意見についての報告

(3) 名古屋家庭裁判所における災害対策・対応についての概要説明

(4) 意見交換

テーマ「裁判所における災害対策・対応について」（別紙のとおり）

(5) 次回開催日及び意見交換テーマ

ア 次回開催日 平成31年7月8日（月）午後1時30分

イ 意見交換テーマ 「成年後見制度の最近の運用状況と課題」

(6) 閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員 ○：委員長 △：事務担当者)

- ◆ 地震直後、来庁者等の安全を確保した状況において、来庁者等を帰宅させるか否かを、裁判所はどのように判断しているのか。
- その判断は、地震の規模などによると思われる。大規模地震の場合、その場で待機し、交通関係が落ち着いた後、帰宅するようにと、政府は呼びかけていたと思われる。来庁者等を帰宅させるか否かの判断について、委員の皆さんに、どのような考え方をお持ちか伺いたい。
- ◆ 私が関わっている広域避難場所に避難者が参集してきた場合、一斉に帰宅することを抑制するため、むやみに帰らないようにと避難者に依頼する。
なお、災害時に建物内にいた来庁者等に対しては、建物に大きな損壊があるなど、建物内より広域避難場所の方が安全であれば、広域避難場所に避難していただくが、建物内が安全であれば、その場で待機していただくことになると想われる。
- ◆ 当方は、傷病者支援を行う者の団体であるが、100人以上の受講者を収容できる研修施設を管理している。災害時には、帰宅できない受講者に留まってもらい、当該研修施設を災害支援の拠点とする。
災害時に、当該研修施設が住民の避難場所になってしまふと、災害支援を行えなくなってしまうため、ここは避難場所ではない旨を明示した看板を設置し、避難者を別にある避難場所に誘導している。
- ◆ 来庁者を帰宅させるか否かの判断基準は、予め決めておくべきである。また、来庁者が不安にならないよう情報提供が重要である。
- △ 裁判所は、避難施設ではないが、避難者が来た場合には、官公庁として一時的に受け入れ、その後、より適切な避難場所に移っていただくことを想定している。当庁でも毛布や非常食などを備蓄しており、一時的に避難者を受け入れられる状況は整っている。

なお、避難者を受け入れる場所は、1階玄関ホール等を想定している。

- 次に、裁判所の業務再開についてお伺いしたい。緊急性が高い裁判所の業務はすぐに再開しなければならないが、それ以外の裁判所の業務については、どれぐらいで再開しなければならないか。また、裁判所が業務を中止したとき、国民に対し、どのように周知するのがよいか、委員の皆さんのお職場での事案やお考えを伺いたい。
- ◆ 当方では、台風の来襲が予測される場合、行事の前日の予め決められた時間に、予定していた行事を中止するか否かをホームページに掲載し、行事の参加者や関係者に周知している。メールアドレスが分かっていても、行事の参加者や関係者に対し、個別に中止連絡をすることは現実的に困難である。
- ◆ 交通網が回復し、利用者が安全に裁判所に来庁できるようになるまで、閉庁してもよいと思われる。
- では、職員等の非常参集について、各機関でのお考えを伺いたい。
- ◆ 私の所属組織では、相談業務を行っている。非常に参集した職員は、通常、災害対策業務のみを行うが、緊急で行わなければならない相談業務があるときは、災害対策業務のチームと相談業務のチームに職員を分けて対応することになる。裁判所でも、緊急で対応しなければならない業務があれば、災害時でも対応した方がよいのではないか。
- 少年保護事件や家事事件のうち一部は緊急性があるが、それ以外の業務については、緊急で決めなければならない業務は少ないと思われる。では、職員等の安否確認をどのように行っているのか、各機関の実情をお伺いしたい。
- ◆ 当方は災害時にも各地で業務を行うが、メールの安否確認システム又はLINEグループで職員の安否確認を行っている。LINEグループを利用しているのは、経験則上、災害時においては、メールよりLINEの方が連絡を取りやすいことが、共通認識になりつつあるためである。
- ◆ 当方は、愛知県内の複数の組織から構成されているが、構成員の安否確認や災害後の対応方針に関する組織間の連絡は、LINEグループで行っている。

- 地震の場合、どの震度であれば安否連絡を行うかの基準はあるか。
- ◆ 基準はないが、災害時に、上部組織からLINEで指示を受けた。また、LINEで安否確認を行ったことがある。
- どこで地震が起これば非常参集を行うのかという基準はあるか。
- ◆ 当方は、傷病者支援を行う者の団体であるが、愛知県内で震度6以上であれば、災害対策本部を設置することになる。災害時でも災害支援業務ができるよう、BCPで業務の担当者を決めている。業務の担当者は、施設から近い職員と遠い職員の2人1組とし、施設から遠い職員が参集できなくても、施設から近い職員が参集し、業務を行えるようにしている。
- ◆ 名古屋市内において震度5強以上であれば、職員が参集する。
- 台風などの災害が想定される場合、行事への参加者や関係者が来なくてもよいとする基準があればお伺いしたい。
- ◆ 来庁者が、安全に来庁・帰宅できることが重要である。当方では、担当者が、気象、交通情報、他の官公庁の動きなどを考慮し、来庁していただく方に来なくてもよいと連絡することがある。
- ◆ 私が関わっている講座業務では、開始時間の2時間前から開始までに、愛知県、愛知県西部、尾張東部又は名古屋市で、暴風特別警報、暴風雪特別警報、暴風警報又は暴風雪警報が発令されれば、休講とするという基準がある。それ以外には、大雨警報が発令された場合であっても、担当者が、受講者に講座に来ていただくと危険だと判断したときは、休講にしてもよいことになっている。さらに、鉄道等が計画運休となった際には休講とし、記者発表したことがある。なお、休講の連絡は、メールで行っている。
- また、関わっている他の業務のうち、図書館業務は休館、貸室業務は、借主が利用したい場合には対応するが、基本的には中止する方向でルール化されている。
- ◆ 昨年、台風が過ぎ去っても、鉄道の運行再開までかなり時間がかかっていた。日本全体の安全への志向が強くなり過ぎているのではないか。もう少し臨機応

変に対応してもよいのではないかと思われる。

- ◆ 私は裁判官であるが、昨年、前日の夕方まで、東海地方に台風が来るかどうかが分からなかつたため、調停期日を取り消さなかつた。その結果、当事者から、期日の有無等について、多数の問合せ電話をいただいた。裁判所から、当事者に対し、安全第一で無理に来ないでもらいたい、来なくとも調停において不利に扱うことはしない、とお伝えした。また、非常勤職員である調停委員からも、同様の問合せがあつたが、当事者が来庁する可能性があるため、できる限り登庁するよう伝えた。当日は、多くの当事者が来庁されたが、当事者からは、期日が開催されてよかつたという声と、中止してもらった方がよかつたという声があり、期日を取り消すか否かを判断することは難しいと思われた。
- 裁判等の期日を取り消すか否かは、個々の裁判官が判断することになるため、当庁一律で期日を取り消すことはできない。裁判官が一律で取り消すとすれば、期日取消しに関する運用基準を立てるほかないが、どのような基準が望ましいか、御意見をいただきたい。
- ◆ 国民の感覚では、特別警報が発令されているときや、計画運休の情報が発表されたときに、裁判所が裁判等の期日を変更しても、納得する人は多いと思われる。JRはこれまでよりも前倒しで計画運休を行うようであるし、社会全体が安全を重視している以上、裁判所も安全を重視していくしかないのでないか。
- ◆ 当方も対象者を呼び出し面談するなどの方法で業務を行っているが、警報が出た時点で、担当者から対象者に中止連絡をしている。
- ◆ 当方は、裁判所から呼び出される立場にある。裁判所に出頭しないと不利益を被るのであれば出頭せざるを得ないが、出頭しなくても不利益を被らないのであれば、出頭しないという選択肢もあり得る。
- ◆ 現状、調停期日は一ヶ月か一ヶ月半に1回程度しか開催されないことを鑑みると、台風などで調停期日が開催されなかつた場合、長くて3ヶ月間、調停期日がない状況になり、事件解決の観点からは望ましくない。暴風警報などが発

令された場合、裁判所が期日を取り消したとしても、裁判所から当事者全員に連絡することは事実上不可能だと思われる所以、出頭できる人は出頭してもらうというスタンスでよいのではないか。

- ◆ 当方が関わる運動会については、開始時間2時間前に開催するか否かを判断することになっている。そのような基準を裁判所も作ってもよいのではないか。

当事者は車で来庁するとは限らず、鉄道で来庁することもあり得るので、計画運休がなされている状況で、裁判所に来てくださいというスタンスはどうかと思われる。

- ◆ 当方のイベントの開催要項には、暴風警報がイベント2時間前に発令されれば、中止すると明記している。イベントを中止した場合、ホームページにも中止した旨を掲載するので、イベント参加者には、ホームページを見てから来てくださいと予めアナウンスしている。

- 裁判所も、ホームページに掲載すれば、期日を取り消しやすくなる可能性はある。

- ◆ 当方も貸室業務を行っているが、貸室の予約取消などに伴って発生しうる損害賠償の問題があるため、予約していた借主が、台風時でも借りたいと言えば対応するほかない。ただ、職員の安全を確保しなければならないため、台風時の対応を検討しなければならないと感じている。

- ◆ 期日を取り消した場合には、当事者又は代理人に電話で、職員が連絡をする。ただ、昨今、自分の携帯電話に登録されている電話番号からの架電しか、電話を受けない人もおり、繋がらない人も多い。

- ◆ 期日を取り消すなら、早めに判断してもらいたい。

- ◆ 計画運休が発表されるのは、台風が、午前に来る場合には前日、午後に来る場合には当日午前である。当日午前に計画運休が発表されてすぐに、期日を取り消すと判断しても、当日午後の当事者全てに期日の取消連絡をすることは難しい。

- 台風により、裁判等の期日を取り消すか否かを判断する場合、判断するタイ

ミングが遅ければ、天気予報の精度が高く判断しやすいが、当事者に期日取消しの連絡をする時間がなくなってしまう。他方、判断するタイミングが早ければ、天気予報の精度が低く、取り消すか否かの判断自体が困難になる。各機関で、工夫されていることはあるか。

- ◆ 全国から受験者が集まる検定を当方所在の市で行ったが、検定日に台風が来ることが予測された。受験者に対しては、前日午後5時に検定を行うか否かをホームページに掲載するということを、事前にアナウンスし、実際も午後5時に開催するか否かを判断した。前日午後5時に判断することにした理由は、遠方の受験者がいたことから、当日に連絡しても、既に出発てしまっていることが考えられたためであった。裁判所も県外から来る人に、早く連絡した方がよい。
- 早く連絡した方がよいが、裁判官が、災害時に、個々の事件毎に、当事者の状況、交通手段などを把握し、期日を取り消すか否かを判断することは現実的に困難である。先ほど、行事等を中止する基準として、特別警報などの発令、計画運休が挙げられたが、それ以外に考えられるものはあるか。
- ◆ 子供向けの行事については、大雨警報も基準に加えている。
- J R、名鉄、近鉄の計画運休を期日取消しの基準とした場合、名古屋家裁本庁においては、地下鉄が動いている以上、当事者双方が出頭できることが想定されるが、それでも期日を取り消してもよいと思うか。
- ◆ 当方は地下鉄の駅近くにあり、相談業務を行っている。特別警報が発表された場合、通常は相談の日程を変更している。相談者が近日中に海外に移転することになっており、計画運休が発表されている中でも相談してもらいたいと相談者本人から希望があり、かつ職員も対応できたという稀な事案では、例外的に相談業務を行ったことはある。
- ◆ 個々の事情を考慮し、裁判等の期日を取り消すか否かを判断するのは困難だと思われるため、ある程度、基準を立てて対応するしかないと思われる。裁判所が基準に基づき期日取消しという判断をしたのであれば、大部分の人は納得

すると思われる。

- ある程度、裁判所が合理的な基準を示しておけば、国民から理解してもらえるということか。
- ◆ そのとおりと思われる。
- ◆ 特別警報が発令されたとき、報道機関が人々に対し、外出しないようアナウンスしていることを考えると、仮に当事者が期日を開催してもらいたいとしても、裁判等の期日を取り消した方がよいと思われる。ただ、多少無理しても、早いタイミングで変更後の期日を入れた方がよい。
- 本日、委員の皆さんから出された御意見は、今後の災害対策を検討していく上で、参考にさせていただく。